

# 社会福祉法人 梶の木福祉会 役員及び評議員報酬等規程

## (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人梶の木福祉会（以下「法人」という。）の定款第 8 条及び定款第 2 1 条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

- 第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
- 2 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう。
  - 3 常勤役員とは、理事のうち、この法人内の事業所を主たる勤務場所とする者をいう。
  - 4 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
  - 5 報酬等とは、法人と委嘱関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。また、費用とは明確に区分されるものとする。
  - 6 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第 3 条 役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、常勤役員においては、理事会の出席報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の役員
- (2) 非常勤の役員
- (3) 評議員

## (報酬等の額の算定方法)

- 第 4 条 常勤の理事に対する報酬等の額は、別表第 1 に定める額とする。
- 2 非常勤の役員に対する報酬等の額は、別表第 2 に定める額とする。
  - 3 評議員に対する報酬等の額は、別表第 3 に定める額とする。

## (報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月 10 日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第 4 条第 2 項の規程に準じて支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費)

第 6 条 本法人の遠隔地の役員等が理事会及びその他の用務のために会議等に出席した場合は、旅費として1回につき10,000円を支給するものとする。

(出張旅費)

第 7 条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表第4により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年 6月22日から施行する。  
平成29年 4月 1日から適用する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	月 額
理 事 長	72,211 円
常 務 理 事	51,579 円

別表第2（非常勤の役員報酬）

(1) 理事

理事会等会議への出席	日 額
	10,027 円

(2) 監事

監事監査等への出席	日 額
	10,027 円

別表第3（評議員の報酬）

評議員会等への出席	日 額
	10,027 円

別表第4（出張旅費等）〔日額〕

報 酬 額	旅 費	宿 泊 費	そ の 他
3,300 円	実 費	14,000 円	実 費